

伊万里市身体障害者用自動車改造補助金交付要綱

昭和 55 年 1 月 10 日

告示第 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者の地域社会への復帰を促進するため、障害者用自動車の改造に必要な経費の一部を助成し、重度身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 市内に居住する身体障害者手帳の交付を受けている特別障害者手当で用いている所得制限にかからない世帯に属する身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号、身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級の上肢、下肢又は体幹機能障害者で次に該当する者とする。

- (1) 就労等に伴い自らが所有し運転する者
- (2) 自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者
(平 2 告示 27・一部改正)

(補助金の額)

第3条 操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費のうち 10 万円を限度として交付する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、身体障害者用自動車改造補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自動車の改造を行う業者の見積書(改造箇所及び経費を明らかにしたもの)
- (2) 免許証の写し
- (3) その他就労等の事実を証明する書類

(補助金の決定等)

第5条 前条の申請書を受理したときは実態調査等を行い、適当と認めるものについて補助金の交付を決定し、申請書に身体障害者用自動車改造補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、自動車の改造が完了したときは、遅滞なく身体障害者用自動車改造実績報告書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、調査を行い補助金の額を確定し申請者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和 54 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 2 年 4 月 25 日告示第 27 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 26 日告示第 91 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。